

財関第657号
令和7年6月30日

各税関長殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 高村 泰夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和7年7月1日（下記第1の2.については同年10月9日、第5については令和8年2月1日、第1の3.及び第2の2.については経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

1. 別紙1－1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙1－2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
3. 別紙1－3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙2－1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙2－2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙3-1のように改める。

税関様式C第1000号-1	税関様式C第1000号-3
税関様式C第1000号-23	税関様式C第1045号
税関様式C第1045号-2	税関様式C第5640号
税関様式C第5642号	税関様式C第5643号
税関様式C第5644号	税関様式C第5645号
税関様式C第5656号	税関様式C第5660号
税関様式C第5662号	税関様式C第5663号
税関様式C第5810号	税関様式C第5811号
税関様式C第5812号	税関様式C第5813号
税関様式C第5840号	税関様式C第5842号
税関様式C第5843号	税関様式C第5844号
税関様式C第5845号	税関様式C第5856号
税関様式C第5860号	税関様式C第5861号
税関様式C第5862号	税関様式C第5863号
税関様式C第5866号	税関様式C第5868号

2. 別紙3-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改める。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部を次のように改める。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）の一部を次のよう

に改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第8 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成
19年6月15日財関第802号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第9 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財
関第351号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第10 税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成20年10月9日財
関第1140号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第11 指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて（平成28年2月25日財関第252
号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙11-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄
に掲げるよう改める。

2. 別紙様式をこれに対応する別紙11-2のよう改める。

第12 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いにつ
いて（平成30年2月27日財関第257号）の一部を次のように改正する。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ
るよう改める。

第13 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取
扱いについて（令和元年6月27日財関第862号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙13-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄
に掲げるよう改める。

2. 別紙2をこれに対応する別紙13-2のよう改める。

3. 様式第1をこれに対応する別紙13-3のよう改める。

4. 様式第2をこれに対応する別紙13-4のように改める。

5. 様式第3をこれに対応する別紙13-5のように改める。

第14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて（令和2年8月31日財関第812号）の一部を次のように改正する。

別紙14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。